

第1回明日のとやま教育創造懇話会 会議次第

日時：平成19年11月1日（木）

13:30～16:00

場所：富山県民会館8階キャッスル

- 1 開 会
- 2 知事あいさつ
- 3 座長の互選及び座長代理の指名について
- 4 意見交換（テーマ：学力向上策について）
- 5 閉 会

【説明資料】

- ・資料1：委員及び専門委員名簿
- ・資料2：明日のとやま教育創造懇話会設置要綱
- ・資料3：明日のとやま教育創造懇話会のスケジュール（案）
- ・資料4：学力向上策の主な論点
- ・資料5：「平成19年度全国学力・学習状況調査」結果
- ・資料6：本県児童生徒の学力の現状と検討の視点

【参考資料】

- ・参考データ集
- ・社会に学ぶ 14歳の挑戦

明日のとやま教育創造懇話会 委員及び専門委員名簿

< 委 員 >

(五十音順)

任期：平成19年11月1日～20年10月31日

氏 名	所属団体・役職等	備考
新井 郁男	上越教育大学名誉教授	
伊藤 幸一	富山県私立学校PTA連合会副会長	
岩井 恵澄	社会福祉法人あいじ福祉会理事長 (元富山県里親会会長・元富山県保育連絡協議会会長)	
梅沢 直正	北日本新聞社社長	
大楠 匡子	富山県PTA連合会副会長	
大橋 聡司	富山県高等学校PTA連合会会長	
金岡 祐一	富山県私学振興会理事長	
神川 康子	富山大学人間発達科学部教授	
紙谷 真紀	富山県スポーツ少年団指導者協議会理事	
川又 直	NPO法人北陸青少年自立援助センター理事長 「Peaceful House はぐれ雲」代表	
西頭 徳三	国立大学法人富山大学学長	
鈴木美奈子	富山県家庭教育アドバイザー・高岡市家庭教育サポーター	
田中 一郎	富山県中小企業団体中央会会長	
橋本 淳	富山青年会議所理事長	
廣本 京子	スクールカウンセラー・富山県臨床心理士会学校担当理事	
藤井 久丈	富山経済同友会教育問題委員長	
村井 和	富山県市町村教育長会副会長・高岡市教育長	
石井 隆一	富山県知事	
八木 近直	富山県教育委員長	

< 専門委員 >

(五十音順)

氏 名	所属団体・役職等	備考
麻畠 裕之	富山県中学校長会会長	
大岩 久七	富山県小学校長会会長	
西川 弘	富山県私立中学高等学校協会副会長	
結城 正斉	富山県高等学校長協会会長	

明日のとやま教育創造懇話会設置要綱

(目的)

第1条 富山県の教育を取り巻く課題やこれからの教育振興のあり方について検討し、「教育県とやま」の継承と創造を図るため、明日のとやま教育創造懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 富山県教育の目指すべき方向に関する事項
- (2) 富山県教育の振興の基本的方向に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、富山県知事、富山県教育委員会委員長及び学識経験者その他教育に関係する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は1年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 懇話会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別な事項に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(専門委員)

第6条 懇話会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、教育又は学校運営に関し専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

(座長及び座長代理)

第7条 懇話会に座長及び座長代理を置く。

2 座長は、委員の互選によってこれを定め、座長代理は、座長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(懇話会)

第8条 懇話会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。

(幹事)

第9条 懇話会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、懇話会の所掌事務について委員を補佐する。

(事務局等)

第10条 懇話会の事務局は、知事政策室に置くものとする。

2 懇話会の事務処理にあたり、教育委員会はその所管する教育振興に関する事務を分担する。また、知事部局は、各部局においてそれぞれ所管する教育振興に関する事務を分担する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成19年10月16日から施行する。

明日のとやま教育創造懇話会のスケジュール（案）

第1回 学力向上策について

（11月1日 13:30～16:00 県民会館キャッスル）

第2回 いじめ・不登校対策について

（12月開催予定）

【 県民懇談会 （1月開催予定） 】

第3回 中間まとめ / 健やかな心と体の育成について

（2月開催予定）

< 20年度 >

第4回 学校・家庭・地域の連携について

（時期未定）

第5回 学校・家庭・地域の連携について

（時期未定）

第6回 まとめ （時期未定）

学力向上策の主な論点

求められる学力

- ・ 調査結果や子どもの実態などから見て、学力のどのような点を伸ばす必要があるのか。
- ・ 社会では、どのような人材を求めているのか。（社会で役立つには、学力のどのような点を伸ばす必要があるのか。）

子どもたちの学ぶ意欲、学ぶ力等と学力

- ・ 子どもたちの学習態度、学習習慣はどのような状況か。
- ・ 子どもたちの学ぶ意欲を減退させている原因や背景は何か。

学校における教育と学力

- ・ 教育水準の向上に向け、学校（の教育環境）をどうすればよいか。
- ・ 求められる教師力は何か。（教員の資質向上にどう取り組むべきか。）

市町村教育委員会と県教育委員会の役割

- ・ 学力の向上を図る上で、市町村教育委員会や県教育委員会は、学校に対してどのような支援をすべきか。

家庭、地域、社会の役割

- ・ 子どもたちの学力の向上を図る上で、家庭に期待される役割は何か。
- ・ 子どもたちの学力の向上を図る上で、地域、社会、大学等に期待される役割は何か。